

受任者による費用の前払請求 管業 H26-05-1 《#434》**【問】 正誤をつけよ。**

マンション管理業者A(以下、本問において「A」という。)が、Aの顧問弁護士B(以下、本問において「B」という。)との間で委任契約を締結した。Aは、Bが委任事務を処理するについて費用を要するときは、**Bの請求により、その前払をしなければならない。**

【答え】 正しい**《ポイント》 受任者による費用の前払請求**

委任事務を処理するについて費用を要するときは、**委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。**（民法 649 条）

《補講》 受任者の報酬

- 1 受任者は、**特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。**
- 2 受任者は、報酬を受けるときには、**委任事務を履行した後**でなければ、これを請求することができない。（民法 648 条 1 項、2 項本文）